

[事案 2021-309] 配当金受取方法変更請求

・令和4年8月19日 裁定終了

<事案の概要>

配当金の受取方法の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年11月に契約した終身保険について、令和3年9月に、配当金受取方法を積立方式から生存保険買増式の生存祝金コースへ変更するよう希望したが、平成9年10月に生存祝金コースの取扱いが廃止されていることを理由に変更ができなかった。しかし、生存保険買増式で加入しており、配当金受取時には生存祝金コースを選択できるものと思っていたため、配当金の受取方法を生存祝金コースに変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時、申立人は、配当金受取方法について、生存保険買増式ではなく積立方式を選択している。また、約款の規定により、保険料払込期間満了後には、積立方式から生存保険買増式に変更することはできない。
- (2)当社は、平成9年10月に配当金受取方法を積立方式のみに変更している。なお、配当金受取方法にかかわらず原資は共通であり、どのコースであっても受取金額は変わらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。